

市貝町家庭用省エネ設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町が交付する市貝町家庭用省エネ設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市貝町補助金等交付規則（昭和51年市貝町規則第12号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、町民の新エネルギー及び省エネルギー設備の導入を支援することにより、住宅の省エネルギー化を促進し、もって地球温暖化防止を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、別表1に定める補助の要件を満たした補助対象設備（以下「関連設備」という。）を、個人が市貝町内において自らが居住する住宅（店舗等併用住宅を含む。）に設置する事業、又は自らの居住の用に供する新築住宅（店舗等併用住宅を含む。）を購入し、若しくは建築する事業（以下「設置事業」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市貝町内に住所を有する者又は市貝町内の住宅（店舗等併用住宅を含む。）の購入、建築、建て替え等のため、市貝町外に居住している者であって、設置事業完了日以後1年以内に町内に住所を有する見込みのある者
- (2) 世帯員全員が町税を滞納していないこと。
- (3) 同一年度内において、本人又は同一世帯に属する者が本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 同一年度内において、関連設備を設置した住宅（店舗等併用住宅を含む。）が本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(補助対象経費の範囲及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表2に定めるものとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置事業に着手する前に、市貝町家庭用省エネ設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 関連設備の設置場所を示す地図
- (2) 設置費用の内訳が記載された見積書又は工事請負契約書若しくは新築住宅の売買契約書の写し
- (3) 設置事業着手前の現況写真（建売住宅を購入する場合にあっては設置状況写真）
- (4) 関連設備を構成する機器の型式、規格等が確認できる仕様書
- (5) 設置事業完了日以後1年以内に町内に住所を有する見込みのある者にあってはそれらを確認できる書面
- (6) 関連設備を設置する住宅（店舗等併用住宅を含む。）が申請者の所有でない場合は、当該住宅の所有者の承諾書
- (7) 住宅等の所有者が申請者でないときは所有者の承諾書（様式第2号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、市貝町家庭用省エネ設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定したときは、市貝町家庭用省エネ設備設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、申請の内容を変更するとき又は設置を中止しようとするときは、市貝町家庭用省エネ設備設置費補助金変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、承認するか否かを決定し、市貝町家庭用省エネ設備設置費補助金変更等承認書（様式第5号）により、申請者に対し通知するものとする。

(完了報告)

第10条 申請者は、設置事業が完了した日（建売住宅を購入する場合は引渡しの日）から30日以内に、市貝町家庭用省エネ設備設置完了報告書（様式第6号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他支払を証する書類の写し
- (2) 関連設備の設置状況が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により提出された完了報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、市貝町家庭用省エネ設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金交付額の確定を受けた申請者は、市貝町家庭用省エネ設備設置費補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（協力）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、町が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について協力を求めることができる。

（維持管理）

第15条 補助金の交付を受けた者は、関連設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数の期間適正な維持管理に努めなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

補助対象機器	補助の要件
定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電容量が1kW以上の定置型蓄電池に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えた設備として一体的に構成されているものであること。 ・補助対象機器に対して発行されている保証書の日付が当該補助年度内であること。 ・未使用であり、かつ、リース契約によるものでないこと。
HEMS（へムス）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物で使用する機器の電力使用量の自動計測及び制御を行う機能を有し、電気使用量の見える化や省エネ化に寄与する機器であること。 ・補助対象機器に対して発行されている保証書の日付が当該補助年度内であること。 ・未使用であり、かつ、リース契約によるものでないこと。
木質バイオマスストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・木質ペレット、薪、チップを燃料とする室内暖房装置であること。 ・未使用であり、かつ、リース契約によるものでないこと。

別表第2（第5条関係）

補助対象機器	補助対象経費	補助金額
定置型蓄電池	補助金の申請を行う年度の4月1日以後に購入した機器の本体費用、部材	補助対象経費の10パーセント（上限10万円）
HEMS	購入費及び設置工事費（消費税を除	1万円
木質バイオマスストーブ	く。）とし、設置工事費は、機器の設置作業に直接関わるものを対象とする。	補助対象経費の10パーセント（上限5万円）